

国立大学法人大阪大学教職員の住居手当に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、国立大学法人大阪大学教職員給与規程(以下「給与規程」という。)第29条及び国立大学法人大阪大学新年俸制教職員給与規程(以下「新年俸制給与規程」という。)第26条の規定に基づき、住居手当の支給に関する細目を定めることを目的とする。

2 この細則において、「大学」とは、国立大学法人大阪大学のことをいい、「教職員」とは、給与規程又は新年俸制給与規程の適用を受ける者をいう。

(適用除外教職員)

第2条 納入規程第29条第1項第1号及び新年俸制給与規程第26条第1項第1号に規定する教職員は、次に掲げる教職員以外の者をいう。

- (1) 地方公共団体、沖縄振興開発金融公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)第1条に規定する公庫、国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第9条の2各号に掲げる法人、その他大学がこれに準ずると認めた法人から貸与された教職員宿舎に居住している教職員
- (2) 配偶者(内縁関係にある者を含む。以下同じ。)、父母又は配偶者の父母で、教職員の扶養親族たる者(給与規程第27条第1項の扶養親族として届出が行われている者に限る。以下同じ。)以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅若しくは大学がこれに準ずると認める住宅の全部若しくは一部を借り受けて当該住宅に居住している教職員

(届出)

第3条 新たに給与規程第29条第1項又は新年俸制給与規程第26条第1項の教職員たる要件を具備するに至った者は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、住居届により、その居住の実情等を速やかに大学に届け出なければならない。住居手当を受けている教職員の居住する住宅、家賃の額等に変更があった場合も、同様とする。

2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

(確認及び決定)

第4条 大学は、教職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が給与規程第29条第1項又は新年俸制給与規程第26条第1項の教職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

2 大学は、前項の規定により住居手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を住居手当認定簿に記載するものとする。

(家賃の算定基準)

第5条 第3条第1項の規定による届出に係る教職員が家賃と食費等を併せ支払っている場合において、家賃の額が明確でないときは、次の各号に定める基準に従い、家賃の額に相当する額を算定するものとする。

- (1) 居住に関する支払額に食費等が含まれている場合 その支払額の100分の40に相当する額
- (2) 居住に関する支払額に電気、ガス又は水道の料金が含まれている場合 その支払額の100分の90に相当する額

(支給の始期及び終期)

第6条 住居手当の支給は、教職員が新たに給与規程第29条第1項又は新年俸制給与規程第26条第1項の教職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、教職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第3条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

2 住居手当を受けている教職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(事後の確認)

第7条 大学は、現に住居手当を受けている教職員が給与規程第29条第1項又は新年俸制給与規程第26条第1項の教職員たる要件を具備しているか、住居手当の月額が適正なものか等について隨時確認することができるものとする。

(日割計算)

第8条 教職員が国立大学法人大阪大学教職員就業規則(以下「就業規則」という。)第14条第1項の規定により休職とされたとき、就業規則第37条第2項第3号の規定により停職とされたとき、就業規則第16条の2第1項の規定により派遣されたとき(国立大学

法人大阪大学国際機関等への派遣教職員の給与の支給基準第3条第1項第10号に該当する場合を除く。)、国立大学法人大阪大学教職員育児・介護休業等に関する規程に基づき育児休業若しくは介護休業を取得したとき、又は国立大学法人大阪大学教職員の労働時間、休日及び休暇等に関する細則第9条第1項第1号(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第1項第1号に規定する業務災害に遭い、療養のため勤務することができない場合を除く。)、第7号、第8号若しくは第20号(大学が当該期間中における給与について、その支給を必要と認めないものに限る。)に規定する特別休暇を取得したときは、その月分の住居手当は、日割計算により、これを支給する。

- 2 前項の日割計算は、給与規程第6条第2項又は新年俸制給与規程第6条第2項の規定を準用して、これを行う。

附 則

この細則は、平成16年4月14日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第2条第2号中「給与規程第27条第1項の扶養親族として届出が行われている者」について、国立大学法人大阪大学教職員の扶養手当に関する細則附則(平成29年4月1日施行)の規定により読み替えて適用するものとする。

附 則

この改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。